

平成 29 年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本貿易振興機構における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 733 件、契約金額は 10,547,723,231 円である。また、競争性のある契約は 680 件(92.8%)、10,048,074,162 円(95.3%)、競争性のない契約は 53 件(7.2%)、499,649,069 円(4.7%)となっている。

平成 27 年度と比較して、契約件数および金額ともに拡大しているが、これは主に専門家業務委託契約や労働者派遣契約が増加したためである。また、全体の契約件数と金額が拡大したことで、契約全体に占める競争性のない契約の件数、金額の割合は何れも減少した（前年度比で件数は 4.5 ポイント減、金額は 0.9 ポイント減）。

競争性のない随意契約は、事前に契約総括責任者や契約審査責任者等により全対象案件に関し厳格な審査を受けることで、国内事務所の借館契約（負担金の拠出を行う自治体の要請により、多くは市場価格より安価な自治体の公有財産を賃借しており、場所と契約相手先が限定）や供給元が限られるデータベース・システムの調達等、真に止むを得ないものに限定して実施している。

表 1 平成 28 年度の日本貿易振興機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	236 (58.7%)	39.9 (72.7%)	328 (44.8%)	72.5 (68.7%)	92 (39.0%)	32.6 (81.9%)
企画競争・公募	119 (29.6%)	11.9 (21.7%)	352 (48.0%)	28.0 (26.6%)	233 (195.8%)	16.1 (135.3%)
競争性のある契約 (小計)	355 (88.3%)	51.8 (94.4%)	680 (92.8%)	100.5 (95.3%)	325 (91.5%)	48.7 (94.1%)
競争性のない随意契約	47 (11.7%)	3.1 (5.6%)	53 (7.2%)	5.0 (4.7%)	6 (12.8%)	1.9 (61.6%)
合計	402 (100%)	54.9 (100%)	733 (100%)	105.5 (100%)	331 (82.3%)	50.6 (92.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(2) 日本貿易振興機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 153 件 (22.7%)、契約金額は 1,908,253,177 円 (19.7%) である。

前年度と比較して一者応札・応募による契約件数は増加しているが、全体の件数 153 件のうち約半数 (81 件) は労働者派遣業務であり、さらにその多くが専門的知見や経験等を求める仕様を満たす人材の確保が困難と思われる地方の貿易情報センターの案件が増加していることが影響している。

その他としては、既存システムの保守・改修や年間を通じて実施する事務委託業務等の継続案件等、新規事業者にとって参入ハードルが高くなりがちな案件があったことや、特殊分野や事業活動が困難な外国での業務のために参入可能な事業者が限られたこと等によるものである。

表 2 平成 28 年度の日本貿易振興機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	246 (70.3%)	522 (77.3%)	276 (112.2%)
	金額	29.6 (57.9%)	77.9 (80.3%)	48.3 (163.0%)
1 者	件数	104 (29.7%)	153 (22.7%)	49 (47.1%)
	金額	21.5 (42.1%)	19.1 (19.7%)	△2.4 (△11.4%)
合 計	件数	350 (100%)	675 (100%)	325 (92.9%)
	金額	51.2 (100%)	97.0 (100%)	45.8 (89.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 4) 合計には不調不落随意契約は含まない。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、(1) 適切な随意契約の実施、(2) 一者応札・応募の削減、(3) 研修やマニュアル等の改訂による適正な調達及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 適切な随意契約の実施

会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で踏まえ、真に止むを得ないものに限定して実施する。

(2) 一者応札・応募削減に向けた取組

①複数年度に亘り継続実施している案件については、一者応札・応募の要因分析をふまえ、新規事業者が参入しやすい仕様書 (前年度の実績をサンプルで例示したり、専門用語の多用を避けることにより内容をわかりやすく示すなど) や評価項目 (過去の実績を過度に評価しないなど) の作成に努める。また、個別案件の特性を考慮した一者応札・応募回避に向けた調達部署からの提案を促す。

②類似の内容で且つ調達時期の近い案件は、複数の案件をまとめて調達することにより一者応札の

回避および事務処理の効率化を目指す。

③引き続き調達見通しをホームページに掲載することにより、入札参加者の拡大を図る。

④ホームページによる公示だけでなく、広く個別に入札情報を周知し新たな事業者の発掘に努める。

(3) 調達担当職員の関連事務処理能力の強化

調達案件の複雑化・多様化が進んでいることから、以下の取組により適正な調達手続きへの職員の更なる意識や能力向上を目指す。

①調達担当職員を対象とした研修の実施

②内部マニュアルの改訂

③事務手続き等を行う上での指導の実施

【全ての該当職員を対象とした研修の実施】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の維持

新たに随意契約を締結することとなる案件については、これまでも契約総括責任者、契約審査責任者等が随意契約の必要性、随意契約事由及び契約金額の妥当性について個別に厳格な審査を行い真に止むを得ないものに限定して実施してきた。今後も引き続きこれまでと同様の体制の下、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けることとする。【点検件数：該当案件全件】

(2) 競争性を確保した業者の選定

①徒に応札条件を厳しく設定しないよう必要な条件に限定する。

②応札者が時間的な余裕を持って入札に参加できるように、公示期間や事業実施までの準備期間の十分な確保に努める。

③一者応札・応募となった案件については、当該案件担当部署における事後点検（応札のなかった事業者にその理由をヒアリングするなど）により要因分析を行い、機構全体として今後の同様あるいは類似案件実施における新規事業者の参入につながるよう改善に努める。

(3) 調達に係るリスク回避に向けた取組

談合や手続き違反等の調達に係るリスクの発生を未然に防止するため、既存マニュアルの担当職員間での定着状態をチェックし、必要に応じ調達担当職員を対象とした研修を行う。

さらに、研修及び実務の実施状況に基づいて、調達担当職員がより留意すべき事項を抽出し、かつ契約監視委員会での提起事項を踏まえ、マニュアルの改訂又は補足資料の追加作成を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	総括審議役（経理担当）
メンバー	総務部長、総務課長、総務部主幹、管理課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、日本貿易振興機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上